

受理官庁 KR	韓国知的所有権庁	附属書 C KR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	大韓民国	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語，日本語又は韓国語 ¹	
配列リストにおける言語依存フリーテキストのために認められる言語	英語（推奨）又は韓国語；又はその両方	
願書の提出に用いることができる言語	英語，日本語又は韓国語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2,3}	認める。受理官庁はePCT出願 ⁴ 又はPCT-SAFEを使用して提出されたXMLファイルを認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認めない	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁，オーストリア特許庁，シンガポール知的所有権庁，日本国特許庁（JPO） ⁵ 又は韓国知的所有権庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁，オーストリア特許庁，シンガポール知的所有権庁 ⁶ ，日本国特許庁（JPO） ⁶ 又は韓国知的所有権庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合，その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)2）。
- 4 関連する受理官庁の通告については，2017年9月28日付公示（PCT公報）139頁以降参照。
- 5 この官庁は，国際出願が日本語で行われた場合，又はPCT規則12.3に基づき日本語翻訳文が提出された場合に限り，管轄する。
- 6 この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。

KR	韓国知的所有権庁 (続き)	KR
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：大韓民国・ウォン (KRW) 及びスイス・フラン (CHF)	
送付手数料	KRW	45,000
国際出願手数料	CHF	1,330
30枚を超える1枚ごとの手数料	CHF	15
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式によるもの)	CHF	300
調査手数料	附属書D (AT), (AU), (JP), (KR) 又は (SG) 参照	
優先権書類の手数料	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人が大韓民国に居住している場合 要, 出願人が大韓民国の非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	登録されている弁理士又は法定代表者	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	